



建設業の事業主の皆さま

法改正へのご対応はお済みですか？

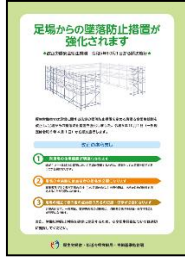
令和5年度以降の法改正のうち、建設業の事業者の方に関連のある改正事項について、施行時期の確認をお願いします。裏面にリーフレット等の情報を記載しておりますので、ご活用ください。

項目		施行期日							
		令和5年度				令和6年度			
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
足場	一側足場の使用範囲の明確化								R6.4.1~
	点検者の指名、記録・保存事項の追加								R5.10.1~
荷役作業	昇降設備の設置・保護帽着用が必要な貨物自動車の範囲拡大								R5.10.1~
	テールゲートリフター特別教育義務化								R6.2.1~
化学物質	ばく露を最小限度にすること								R5.4.1~
	ばく露を濃度基準値以下にすること <small>※濃度基準値設定物質のみ</small>								R6.4.1~
	皮膚等障害物質への直接接触の防止 <small>※健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質は義務化</small>								R5.4.1~ 努力義務 R6.4.1~ 義務
	がん原性物質の作業記録の保存								R5.4.1~
	化学物質管理者・保護具着用管理者の選任義務化								R6.4.1~
	別容器保存時の措置の強化								R5.4.1~
	安衛法第31条の2の対象設備の範囲拡大								R5.4.1~
	特定化学物質の有害性等揭示の対象の拡大								R5.10.1~
溶接ヒーム	金属アーク溶接等作業主任者の新設								R6.1.1~
石綿	有資格者による事前調査の実施								R5.10.1~
届出	労働者死傷病報告等の電子申請の原則義務化								R7.1.1~
	一人親方等に対する保護措置の義務化								R5.4.1~
	騒音ガイドラインの改訂								R5.4.20~
	時間外労働の上限規制（働き方改革）								R6.4.1~

足場

幅が1メートル以上の場所においては、一側足場ではなく、本足場の使用が義務付けられます。

また、点検者をあらかじめ指名すること、組立・変更・悪天候等後の点検者の氏名の記録が義務付けられます。



リーフレット



通達



荷役作業

昇降設備の設置・保護帽の着用が義務付けられている貨物自動車の範囲が最大積載量5トン以上から2トン以上に拡大されます。

リーフレット



参考リーフレット



Q&A



化学物質

化学物質については、法令順守型の規制から自律的な管理を基軸とする規制に大きく改正されました。

改正の概要
(掲示関係)



皮膚障害等防止用保護具の
選定マニュアル



HP



リーフレット
(自律的な管理)



溶接ヒューム

令和4年4月1日から特定化学物質作業主任者の選任が義務付けられていましたが、新たに「金属アーク溶接等作業主任者」を選任することができるようになります。



改正の概要



リーフレット



石綿

令和5年10月1日着工の工事から、「建設物石綿含有建材調査者」の有資格者が事前調査を行う必要があります。

石綿総合情報
ポータルサイト



一人親方等

危険有害な作業を行う個人事業者等の保護措置が義務付けられます。

リーフレット



騒音

騒音障害防止のためのガイドラインが改訂されました。

騒音ガイドライン



リーフレット



働き方改革

平成31年4月1日に施行され、建設業は適用が猶予されていた時間外労働の上限規制が令和6年4月1日から適用されます。

リーフレット

